

悪臭防止法の規定による規制地域及び規制基準（平成20年岩手県告示第113号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 特定悪臭物質の濃度による規制</p> <p>(1) 規制地域</p> <p>ア 大船渡市の区域のうち次に掲げる地域</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 第2種区域（別図1に示す地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域として<u>平成8年8月30日</u>現在において同法の規定により<u>定められた区域</u>）</p> <p>イ 矢巾町の区域のうち次に掲げる地域</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 第2種区域（別図2に示す地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域として<u>平成20年6月13日</u>現在において同法の規定により<u>定められた区域</u>）</p> <p>[略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>1 特定悪臭物質の濃度による規制</p> <p>(1) 規制地域</p> <p>ア 大船渡市の区域のうち次に掲げる地域</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 第2種区域（別図1に示す地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域として<u>平成22年5月6日</u>現在において同法の規定により<u>定められている区域</u>）</p> <p>イ 矢巾町の区域のうち次に掲げる地域</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 第2種区域（別図2に示す地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域として<u>平成22年5月28日</u>現在において同法の規定により<u>定められている区域</u>）</p> <p>[略]</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	